

議案第56号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
 次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
 ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議
 会の議決を求める。

平成14年6月14日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年6月19日原案可決
 三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
 三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三朝町条例第2
 1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表
 の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合は、
 当該改正表を当該改正後表に改める。

職 名	改正前			改正後		
	年 齢	勤 務 年 数	支 給 額	年 齢	勤 務 年 数	支 給 額
三朝町非常勤消防団員	65歳以上	30年以上	481,000	65歳以上	30年以上	481,000
	60歳以上	20年以上	202,000	60歳以上	20年以上	202,000
	55歳以上	10年以上	99,000	55歳以上	10年以上	99,000
	50歳以上	5年以上	90,000	50歳以上	5年以上	90,000
	45歳以上	3年以上	82,000	45歳以上	3年以上	82,000
三朝町非常勤消防団員	65歳以上	30年以上	481,000	65歳以上	30年以上	481,000
	60歳以上	20年以上	202,000	60歳以上	20年以上	202,000
	55歳以上	10年以上	99,000	55歳以上	10年以上	99,000
	50歳以上	5年以上	90,000	50歳以上	5年以上	90,000
	45歳以上	3年以上	82,000	45歳以上	3年以上	82,000
三朝町非常勤消防団員	65歳以上	30年以上	481,000	65歳以上	30年以上	481,000
	60歳以上	20年以上	202,000	60歳以上	20年以上	202,000
	55歳以上	10年以上	99,000	55歳以上	10年以上	99,000
	50歳以上	5年以上	90,000	50歳以上	5年以上	90,000
	45歳以上	3年以上	82,000	45歳以上	3年以上	82,000

改正後							改正前						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
団長	185,000	290,000	405,000	540,000	725,000	925,000	団長	181,000	286,000	401,000	536,000	721,000	921,000
副団長	175,000	275,000	375,000	480,000	655,000	855,000	副団長	171,000	271,000	371,000	476,000	651,000	851,000
分団長	165,000	260,000	355,000	455,000	605,000	795,000	分団長	161,000	256,000	351,000	451,000	601,000	791,000
副分団長	160,000	245,000	330,000	420,000	570,000	755,000	副分団長	156,000	241,000	326,000	416,000	566,000	751,000
部長及び班長	150,000	225,000	300,000	380,000	510,000	680,000	部長及び班長	146,000	221,000	296,000	376,000	506,000	676,000
団員	140,000	210,000	280,000	355,000	465,000	635,000	団員	136,000	206,000	276,000	351,000	461,000	631,000

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成14年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。